

議 事 録 （ 要 旨 ）

平成31年2月28日（木）午後2時から福井市役所本館8階第8AB会議室において2月定例会が開催された。

議事

1 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第86号議案	農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について	原案どおり可決
第87号議案	農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について	"
第88号議案	農地法第3条第1項の許可の申請について	9番の案件は不許可、その他の案件は原案どおり可決
第89号議案	農地法第5条第1項の許可の申請について	原案どおり可決
第90号議案	現況証明について	"
第91号議案	農地の競売等に係る買受適格証明について	"
第92号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	"
第93号議案	農地・非農地判断について	"
第94号議案	相続税の納税猶予に係る適格者証明について	"

2 報告事項

報告番号	報 告 名
第82号報告	農地法第18条第6項の規定による解約の通知の確認について
第83号報告	農地法第3条第1項の規定による許可の取消の確認について
第84号報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認について
第85号報告	農地法第5条第1項の規定による許可の取消の確認について
第86号報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の確認について
第87号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の確認について
第88号報告	農地等の現況調査結果の確認について
第89号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る3年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について
第90号報告	農地等の贈与税の納税猶予に係る3年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について

3 その他

出席委員 24名

1番	小寺義則	
2番	田谷美千代	
3番	伊藤義明	
4番	小寺辰夫	
5番	鈴木肇	
6番	武澤義明	(会長職務代理者)
7番	吉川明孚	
8番	加藤新市	
9番	阿部勝征	
10番	細江昭夫	(会長)
11番	北川健	
12番	池田敏雄	
13番	市村武男	(参与)
14番	浅川健次	(参与)
15番	北	定
16番	長谷川忠夫	
17番	田端秀雄	
18番	笠原英夫	
19番	池森幹夫	
20番	堀内敏正	
21番	廣部厚	(参与)
22番	山本清幸	
23番	吉田光範	
24番	田村洋子	

欠席委員 0名

説明のため出席した者

農政企画室

主 査 高 橋 齊

事務局出席職員

農業委員会事務局

局 長 大 谷 康 二

局 次 長 南 京 良 幸

課長補佐 高 間 紀 英

主 幹 猪 坂 朋 彦

主 査 中 出 剛 史

主 事 富 平 一 博

主 事 藤 田 昌 稔

開 会 午後2時00分

(細江会長挨拶)

議 長
(10番
細江会長)

それでは、ただ今から2月の定例会を開催いたします。
議事に移ります前に、議事録署名委員の選任についてお諮りしたいと思います。議事録署名委員につきましては、議事規則第18条第2項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
それでは、私の方から指名させていただきます。
委員番号8番加藤委員、9番阿部委員、ご両名よろしくお願ひします。
それでは、議事に入ります。
第86号議案「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」及び第87号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、関連がありますので一括して議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第86号議案及び第87号議案 農地中間管理事業に係る
農用地利用集積計画の決定 説明)

農政企画室

(第87号議案 農用地利用配分計画(案)説明)

議 長

ただ今の説明に対する質疑に入る前に、第86号議案及び第87号議案中、三郎丸地区と西堀地区の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号3番伊藤委員には審議終了まで退席をお願いします。

(伊藤委員 退席)

議 長

それでは、第86号議案及び第87号議案中、三郎丸地区と西堀地区の案件について、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第86号議案及び第87号議案中、三郎丸地区と西堀地区の案件に対し、原案どおり農用地利用集積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画(案)について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
伊藤委員に入場をお願いします。

(伊藤委員 入場)

議 長

伊藤委員に報告します。第86号議案及び第87号議案中、三郎丸地区と西堀地区の案件につきましては、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、第87号議案中、印田地区と殿下地区の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号5番鈴木委員には審議終了まで退席をお願いします。

(鈴木委員 退席)

議 長

それでは、第87号議案中、印田地区と殿下地区の案件について、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第87号議案中、印田地区と殿下地区の案件に対し、原案どおり農用地利用集積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画(案)について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
鈴木委員に入場をお願いします。

(鈴木委員 入場)

議長

鈴木委員に報告します。

第87号議案中、印田地区と殿下地区の案件につきましては、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、第87号議案中、大土呂地区の案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第87号議案中、大土呂地区の案件に対し、原案どおり農用地利用集積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画(案)について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

したがいまして、第87号議案は原案どおり農用地利用集積計画を決定し、農用地利用配分計画(案)に対しては異議なしと意見決定いたしました。

続きまして、第88号議案「農地法第3条第1項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第88号議案 説明)

議長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

3番
伊藤委員

9番の案件について、もう一度説明をお願いします。

事務局

資料 3で農地法第3条第2項該当が「あり」と記載されているものは許可ができないものとなっております。申請の内容につきましては登記名義人が所有者でしたけれどもお亡くなりになりました。所有者は遺言を残されていて、その中で譲受人に遺贈したいという遺言を残されています。この場合実際に所有権を移すためには農業委員会の3条の許可が必要となっていて、そのためには受遺者である譲受人が3条の許可を得るために農業者であるという要件が必要となってきます。ただ、譲受人は一般の会社員であり農業者では無いということでありまして、今後約9,000㎡程の田を貰い受けても維持管理が自分でできないということをおっしゃっており、本人

としてもそれ程必要としていないということでございます。さらに遺言書の中で、もし許可が得られなかった場合には所有者の配偶者の方に相続させると予備的な記載が有りまして、今回、譲受人のご希望として、配偶者の方に相続させた方がいいだろうということがあり、農業委員会の不許可が条件となっているため、不許可を求めているということでございます。

23番
吉田委員

9番の案件は司法書士も間に入って遺言に基づいて申請をしております。ただ譲受人が要らないと言っているのです。もし配偶者が相続しても、この田は集落営農しているので耕作放棄地になることはありません。

議 長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

他にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第88号議案中、1番ないし8番の案件は原案のとおり許可することとし、9番の案件は不許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第89号議案「農地法第5条第1項の許可の申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第89号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました山本委員から報告をお願いします。

22番
山本委員

(第89号議案 現地調査報告)

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

5番
鈴木委員

3番の案件の関連案件で、議案書21ページの第85号報告が申請面積錯誤のため取消しで出ていますね。今回この3番の許可申請が出てきて面積が変わり地番も変わっているのはどういう理由ですか。

事務局

この案件については、分筆したため地番が79番1から79番4に変更と

なり、面積も変更となりました。

5 番
鈴木委員

ということは前の転用許可を取り消して、今回審議しているこの面積で申請しているということですか。

事務局

はい、そうです。

議 長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

他にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第 8 9 号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

なお、第 8 9 号議案中 2 番ないし 6 番の案件については、福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされることを条件に、また、4 番ないし 7 番の案件は開発行為許可を条件に許可することとします。

続きまして、第 9 0 号議案「現況証明について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第 9 0 号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました山本委員から報告をお願いします。

2 2 番
山本委員

(第 9 0 号議案 現地調査報告)

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第 9 0 号議案を、原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第91号議案「農地の競売に係る買受適格証明について」を
議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第91号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第91号議案を、原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ござい
ませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第92号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答につい
て」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第92号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますのでその結果を武澤
会長職務代理者から報告をお願いします。

6番
武澤会長
職務代理者

(第92号議案 現地調査報告)

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第92号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり回

答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第93号議案「農地・非農地判断について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第93号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現況調査を行っておりますので、その結果を武澤会長職務代理者から報告をお願いします。

6 番
武澤 会長
職務代理者

(第93号議案 現況調査報告)

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第93号議案について、現況調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第94号議案「相続税の納税猶予に係る適格者証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第94号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第94号議案を、原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。

それでは、第82号報告ないし第90号報告を、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第82号ないし第90号報告 説明)

議長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

6番
武澤 会長
職務代理者

ちょっとお聞きしますが、第94号議案の議案書の表記の仕方ですが、相続人に関する事項の中の続柄がすべて「子」になっていますが、以前は長男とか妻とかという表記だったと思います。私の感覚では例えば養子縁組の場合に「子」と表記するという感覚でいるんですが、これは子供であるということだけを表記すれば良いということで「子」という表記になったのか、その辺の説明をお願いします。

事務局

武澤会長職務代理者のおっしゃられるとおり以前は「子」でも長男とか次男とか養子とかという表記でしたけれども、最近の情勢を見ますと実子であろうが養子であろうが「子」という表記の方法をとっておりますので、被相続人の子供であればすべて「子」という表記をしております。

15番
北委員

第82号報告の10番の案件ですが、803㎡の内105㎡で更正後地積が522㎡とありますが、数字だけ見ると分からないので説明をお願いします。

事務局

こちらの案件については中間管理機構が出してくる書類の関係でこういった表記になっております。実際に解約した面積としましては分筆後の522㎡ですが、中間管理機構が出してくる書類としましては機構に残る面積、803㎡から105㎡を引いた698㎡をベースにしておりますので、こういう表記になっております。

事務局

追加説明しますと、803㎡というのは登記の面積ですが、一部宅地がかかっていまして、田の面積を引いた105㎡の宅地部分を実測すると522㎡であった、ということです。

15番
北委員

はい、分かりました。

14番
浅川参与

資料8の3ページで は現況が荒起し済なのに非農用地、 は現況が荒廃農地なのに農用地、 となっていますが、逆ではないのですか。

事務局

農振区分の農用地・非農用地というのは農振農用地区域であるか区域外なのかということでございまして、現況が農地か非農地かということではございません。

議長

他にございませんか。

(特に声なし)

議長

他にないようですので質疑を終了いたします。
続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局

(今後の日程説明)

議長

本日の審議内容の総括を武澤会長職務代理者よりお願いします。

6番
武澤会長
職務代理者

本日の定例会は第86号議案から第94号議案のうち第88号議案の9番の案件を不許可とし、その他の案件はすべて原案どおり承認または決定をいただきました。また、第82号報告から第90号報告まで全て確認をさせていただきました。以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

議長

これをもちまして、2月の定例会を閉会いたします。

閉会 午後3時05分